

<<< 変更対照表 >>>

○大田区議会個人情報保護条例（案）

変更後条例（案）	当初条例（案）
<p>第2条（略）</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。<u>（以下削除）</u></p> <p>11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、<u>大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</u></p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする<u>保有個人情報（以下「自己情報」という。）</u>の開示を請求することができる。</p> <p>第31条（略）</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日<u>（「の翌日」削除）</u>から起算して90日以内に行わなければならない。</p> <p>第38条（略）</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日<u>（「の翌日」削除）</u>から起算して90日以内に行わなければならない。</p> <p>第53条 議会は、<u>自己情報</u>の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。</p>	<p>第2条（略）</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。<u>ただし、大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</u></p> <p>11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、<u>公文書に記録されているものに限る。</u></p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする<u>保有個人情報</u>の開示を請求することができる。</p> <p>第31条（略）</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の<u>翌日</u>から起算して90日以内に行わなければならない。</p> <p>第38条（略）</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の<u>翌日</u>から起算して90日以内に行わなければならない。</p> <p>第53条 議会は、<u>自己の情報</u>の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。</p>